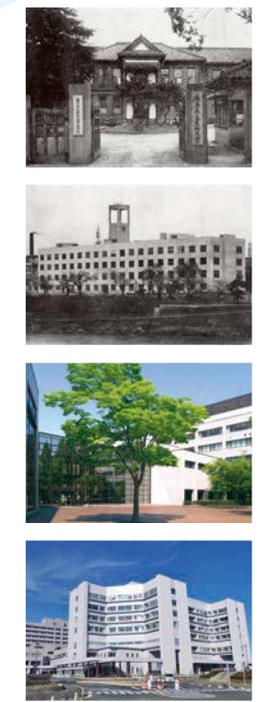




公立大学法人
福島県立医科大学の歴史「増補改訂版」

公立大学法人
**福島県立
医科大学の
歴史**
FUKUSHIMA
MEDICAL
UNIVERSITY

増補改訂版



福島県立医科大学の歴史
【増補改訂版】



初代学長 大里俊吾先生画
福島県立医科大学附属病院(旧公立福島病院)玄関
1953年

本学の沿革を記した「福島県立医科大学の歴史」は、当初二〇〇六年、本学が公立大学法人として新たな船出をしたのを機に刊行されました。その意義を、当時の高地英夫学長は「本学の未来への航海の小さな羅針盤となれば」と記しておられます。

以来、十二年が経ち、その間に私たちは東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故を経験しました。この未曾有の複合災害は、それまで認識していた本学の将来にわたる役割、在り方も大きく変えました。復興とその先の未来への航海には、これまでに経験のない舵取りが求められています。多くの課題を抱え困難を極めた現状は、本学にとって、独立法人としての船出をした時以来、改めて羅針盤を求めなくてはならない状況です。高地学長はその小さな羅針盤のひとつとして、本学と福島県の歴史に解を求めることを、当時書き残されたのです。

過去に経験がない、つまり前例がないから、過去に学ぶことがないのではありません。もちろん現在（いま）と全く同じ状況は過去には存在しません。歴史には先人たちの血ののじむような経験や判断が蓄積されています。特に、福島と本学

には、戊辰戦争の荒廃からの復興、磐梯山噴火時の災害医療支援、「須賀川医学校」の卒業生、後藤新平が推進した関東大震災からの復興計画等々、大きな喪失からの復活を学ぶ例が数多くあります。

そこから学び、思索を重ね、新たなより良い前例を創ろうとする意志が、私たちの進むべき航路を指す羅針盤となると信じます。前例のないことに直面したとき、私たちは立ちすくみがちですが、立ち止まることはできません。一歩ずつ、その一歩一歩を価値ある前進にするために、本冊子が、本学に関わる全ての人が改めて本学の向かうべき航路を考える一助となれば、と願います。

もう一歩。
いかなる時も自分は思う。
もう一歩。
今が一番大事なときだ。
もう一歩。
(武者小路実篤)

二〇一九年一月三十一日

公立大学法人福島県立医科大学

理事長兼学長 竹之下 誠一

目次

はじめに	1
第一章 創立前史	4
白河仮病院と医術講議所	
須賀川病院医学講習所から須賀川医学校へ	
須賀川病院	
須賀川医学校	
福島医学校の開校	
県立福島病院から三郡共立福島病院へ	
三郡共立福島病院から公立福島病院へ	
第二章 福島県立女子医学専門学校の成立	14
女子医専設立の背景	
女子医専設立にむけて	
福島県立女子医学専門学校の成立	
女子医専生の学校生活	
第三章 学制改革と旧制福島県立医科大学の成立	20
戦後の医学教育改革	
大学への昇格運動	
六月十八日設置認可、この日が開学記念日に	

戦後の女子医専	
旧制福島県立医科大学予科の成立	
旧制福島県立医科大学学部の成立	
第四章 新制福島県立医科大学の成立と発展	26
新制福島県立医科大学の設置認可	
インターン反対闘争	
大学紛争	
第五章 キャンパス移転と看護学部の設置	30
キャンパス移転	
看護学部の設置	
第六章 東日本大震災と復興への展望	32
公立大学法人福島県立医科大学の設立	
増加した医学部の入学定員	
東日本大震災および原発事故	
東日本大震災からの復興に向けて	
ふくしま国際医療科学センター	
世界と地域・双方を視野に	
年表	38
参考文献	40
編集後記	41

第一章

創立前史

白河仮病院と医術講議所

戊辰戦争の激戦のひとつ、白河城の攻防戦では、奥羽越列藩同盟軍と西軍の双方に多くの死傷者をだした。西軍の負傷者は、白河城下の本陣芳賀源左衛門宅に收容され治療を受けた。これは、西洋医術を身につけた西軍の軍医による治療であったといわれている。

やがて戊辰戦争は終結し、明治新政府のもと一八六九（明治二）年には、全国に府県が誕生するが、本県でも同年五月四日に若松県、七月二十日に福島県、八月七日には白河県が設置されている。

現在の福島県地域の中で、明治になって西洋医学が制度的に講じられた最初の地は白河であった。初代白河県の権知事（権）に任命された清岡公張は、この地方に医師が乏しいことを憂い、

一八七〇（明治三）年には、近代西洋式病院の設立を計画し、政府に医師の派遣を求め、さらに医師の養成を企画上申した。

その結果、当時大学東校（後の東京大学医学部）の中助教であった横川正臣が派遣された。一八七一（明治四）年八月十日、先述した白河町本町の元本陣芳賀源左衛門宅を当分の間仮病院とすることとし、白河仮病院が開院したのであった。



白河市本町通りにひっそりと残る「白河医術講議所」跡の石碑

この病院の初年度のスタッフは、横川院長のほか、医局掛医員三名、薬局掛医員二名、会計掛二名、交番医七名ほか看護職というものであったが、開院後わずか十日間で三百余人が治療を受けるといふ状況であったといわれている。

開院の翌九月には病院の中に、西洋医学による医師の養成を目的とした医術講議所が開設された。これが、本県下明治期になって初の西洋医学教育機関であり、全国的に見ても早い時期に創設された医育機関であった。

開設当初の医学生は、十二名で、中には既に漢方医である者もいた。医術講議所には、大学東校舎則に範をとった規則が設けられ、寮の中では小説を読むことや、入浴以外の外出、外出先での飲酒などが禁止されていた。当時の医学生に厳しい規制が敷かれていたのである。

明治初頭の全国に先がけての病院・医術講議所経営が容易でなかったことは、想像に難くない。当時政府は、病院の経費を官費で賄わない方針をとっていたからである。

横川院長は県へ補助金を要請した。それに対して、小名浜町の漁業運上金が病院に対する補助金として支給されることにはなったものの、当時人口わずか七千人あまりの旧白河城下での病院経営は困難が予想された。

そのような状況を見越すかのように、病院開設後わずか二ヶ月頃から須賀川の惣代らによる積極的な病院誘致運動が展開された。横川院長も繁華な商業地である須賀川への病院移転には心動かされたようである。

ちょうどこの誘致運動の時期は、全国的に県の統廃合が進められていた時期でもあって、一八七二(明治四)年十一月二日白河県が廃され、二本松県が成立した。そしてさらにこの二本松県は同年十一月十四日福島県と改称された。

一八七二(明治五)年二月横川院長は須賀川・郡山・二本松・福島などの県下各地を視察し、県立病院の移転を献策したといわれる。

こうして白河仮病院および医術講議所の須賀川移転が確定した。

須賀川病院医学講習所から須賀川医学校へ

ここでは、まず須賀川に移転した病院の歴史
的推移を記した上で、医学校について述べるこ
ととしたい。

須賀川病院

一八七二（明治五）年、須賀川が最も適してい
るとして二月二十九日に須賀川本町の元本陣藤井
栄太郎宅にて開院した。白河仮病院は移転と同
時に福島県病院と改称された。

しかし、この年、宮原県令により福島県病院の
廃止が命じられ、一時私立となる。だが同年十月
に私立須賀川病院は県立須賀川病院となり、横
川院長に代わって塩谷退蔵が院長に就任した。

一八七三（明治六）年四月、須賀川病院が新築
落成し、同月二十一日開院式が盛大に挙行され、
福島県公立須賀川病院と改称された。

須賀川病院は順調に発展していった。福島県は



須賀川病院全景
〔『福島県立医科大学史』〔以下「大学史」と略す〕より転載、福島民報社提供〕

県下の医療の充実を図るため、一八七四（明治七）
年七月福島町（現在の福島市）に出張病院を設
け福島支病院とした。病院には福島町十丁目（現
在の福島市杉妻町）の旧本陣安斎市郎右衛門宅
があてられた。

この支病院は須賀川病院の管理下におかれ、は

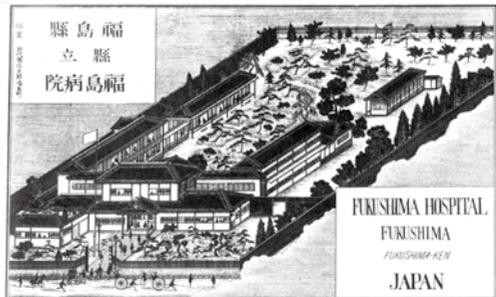
じめ須賀川から二ヶ月交代で医員や薬剤師が出張して診療にあたった。一八七五（明治八）年三月からは、四ヶ月交代となった。支病院の診療区域は、のちの三郡共立病院の診療範囲と同じく信夫、伊達、安達三郡であった。

一八七七（明治十）年四月、この支病院は福島県第一号支病院と改称され、さらに同年五月須賀川出張福島病院と改められた。一八七九（明治十二年）、県立の病院で行われていた須賀川中心の本支院の制度は撤廃されたので、福島県立福島病院、同須賀川病院、同若松病院、同平病院と独立の名称が付けられ、それぞれに専任の病院長がおかれることとなった。

この頃、福島県会では、県立病院の経費削減の議論が盛んになっていた。その結果、明治十五年度予算から須賀川・若松・平の三病院経費は削減され、福島病院経費のみを予算に計上するという措置がとられた。すなわち福島病院のみを県立とし、ほかの三病院は廃止となったのである。

須賀川医学校

白河から須賀川に移転した病院には医学所がさっそく設置され、専任教授として渋谷正信が招聘された。これが、須賀川医学所である。一八七三（明治六）年二月には、七名の新入生を迎えている。後に衛生行政に腕をふるい、内務省衛生局長や満鉄総裁・東京市長などを歴任する



福島県立福島病院（『大学史』より転載、丹治保平氏提供）

ことになる後藤新平も入学者の一人であった。

一八七三（明治六）年四月病院が新築落成し、同年十月医学所と寄宿舎もあわせて新築された。一八七四（明治七）年三月医学所において、渋谷正信教授の指導のもとに最初の死体解剖が医学生によって行われた。このときの寄宿舎の舎長は、医学生後藤新平であった。



須賀川医学所における第二回解剖（「大学史」より転載）

一八七五（明治八）年一月須賀川医学所は、須賀川医学講習所と名称が改められた。この医学講習所では規則を改正し、いわば速成コースを設けた。三年間の課程と六ヶ月の課程とに学生を分けた。同年十二月には、福島県下の開業医に対して新しい医療を教授するために、開業医二十九名を入学させている。

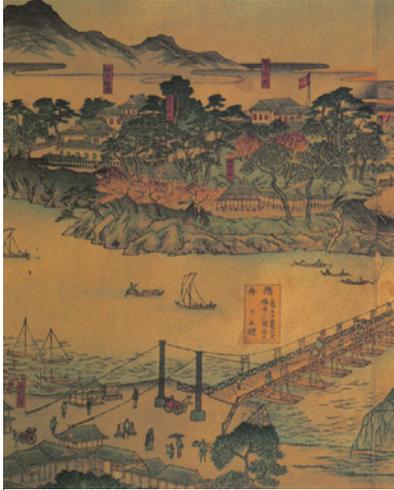
一八七九（明治十二）年十月二十日、須賀川医学講習所は、須賀川医学校と改称された。同時に学則の改正によって、修学年限を三年と改めた。

翌一八八〇（明治十三）年七月の県会では、医学校経費を審議するとともに、医学校を福島県庁のある福島町に移転することを決議した。県会議事録にはその理由を、「医学校を繁栄させるには、良い教師を選んで医学教育にあたらせる必要がある。しかし、従来の医師の養成方法では不完全な側面もある。よって旧弊を改めるために移転し、直接官庁の管轄の下に置いて、技術の進歩を期するため」と述べている。

一八八一（明治十四）年八月二十五日、福島に移転のため、須賀川医学校は廃止された。

福島医学校の開校

須賀川医学校の福島移転が決定すると、病院の南隣りに千八百三十四坪の敷地が確保され、校舎の新築工事が行われて、一八八一（明治十四）年八月には二階建ての瀟洒な校舎が落成した。



紅葉山の向こうに医学校を望む（『図説福島市史』より転載）

福島医学校の開校式は翌一八八二（明治十五）年一月二十二日に挙行された。当時の医学校は、明治十四年の医学校諸規則によって、学科は六級に分けられ満三ヶ年で全科を卒業する仕組みであった。同年五月に文部省から医学校通則が通達されたが、福島医学校は、それ以前にその基準をはるかにこえるほど整備充実されていた。

福島医学校は順調な発展をとげていった。一八八四（明治十七）年五月、ついに甲種医学校に昇格した。教員十人で校長兼教諭一人、一等教諭一人、二等教諭一人の三人は医学士であり、医学生徒も六十人に達していた。甲種医学校の特典は、同校の卒業生は医師開業試験を受けることなく医師免許が授与されていたことである。当時、医学校は公立三十校、私立二校であった。翌一九九五（明治十八）年には、公立医学校二十九校中甲種二十四校、乙種五校、私立二校であった。

一八八六（明治十九）年十一月、県会において明治二十年度予算が審議されたが、病院および

医学校については、一部から廃止が叫ばれるようになった。特に医学校については廃止の声が強かった。他の県の施設についても多額の費用が必要になり、医学校には経費を充てられないとの理由であった。

こうして遂に一八八七（明治二十）年三月三十一日を以て廃校となった。福島医学校の生徒は、同年八月仙台の第二高等中学校に医学部が附設されたため、ここに吸収されることになった。また、同年十月一日の勅令によって、府県立医学校の費用を地方税で支弁してはならないとしたため、各府県医学校は軒並み廃止となっていた。この結果、福島県下における医学教育は、しばらく空白期を迎えるのである。

県立福島病院から三郡共立福島病院へ

医学校は廃止されたものの、県立福島病院は存続していた。しかし、一八八三（明治十六）年の県会で廃止が論じられたのがきっかけで、

その後もしばしば県会で廃止が議論された。一八八九（明治二十二年）の県会では、県立福島病院の廃止を前提として、県民医療の公平をはかるために、衛生費のなかに新たに巡回医諸費を設ける一方で、福島病院費は削減された。これにより、一八九〇（明治二十三年）三月三十一日限りで、県立福島病院は廃止と決定された。



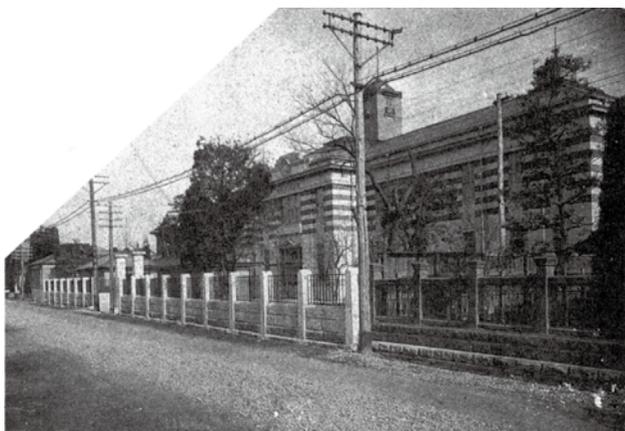
三郡共立福島病院玄関（『大史』より転載、福島民報社提供）

しかし、一八八九（明治二十二）年十月山田信道知事は、こうした事態を予想して、信夫・伊達・安達三郡の郡長を招集し、三郡共立病院の設置を勧めていた。三郡の郡長は管下の町村を説得し、三郡共立病院の組合規定を協議する委員が選出された。

一八九〇（明治二十三）年三月組合会議員選挙が行われ最初の予算が議決された。こうして同年四月、県立福島病院は県の管轄を離れ、三郡内の計八十四ヶ町村による組合によって管理運営される三郡共立福島病院となった。

この共立福島病院は、正副院長自らが巡回診療にあたるなど活潑な医療活動を展開した。患者は日々増加し、病室も狭くなり増改築の必要性に迫られたが、病院の土地建物は県から借用したものであったから支障があった。そこで、県に敷地建物の払い下げ運動をねばり強く行い、病院敷地や建物・書籍・器具・機械のすべてを七百円余で払い下げを受け、共立福島病院組合の所有とすることができた。これを機に、

病室・診療室の増築を手がけ、年々改善を加え、また病院の大改築計画も進められることとなった。病院の評判も高まり、内科・外科に加えて眼科が新設され、それぞれに医長を配して診療の充実が進められることとなった。



病院本館を南西から望む（『大学史』より転載、長井靖氏提供）

三郡共立福島病院から公立福島病院へ

順調な発展をとげていたと見られた三郡共立福島病院も、いくつかの重要な問題をかかえていた。一九〇七（明治四十）年四月一日福島市が市政を施行したことによって、法律上、町村と組合を組織することができなかつたため、三郡共立福島病院組合から脱退しなければならなかつた。しかし、実際に福島市が脱退すればたちまち三郡共立福島病院は経営難に陥ることは目に見えていた。幸にも初代福島市長二宮哲三は、従来から福島町が負担した金額をそのまま寄付金として納める措置を講じ、事実上、組合加入の権利を保有した。

また一九一一（明治四十四）年には、庶務部、医務部、薬剤部を置き、各部に部長を配し、医務科には新たに婦人科を外科から独立させた。一九一二（大正元）年には、病院全体の改築を初めとして、蒸気機関の設備、院内の改善が検討され、各分野にわたる調査が進められること

になった。

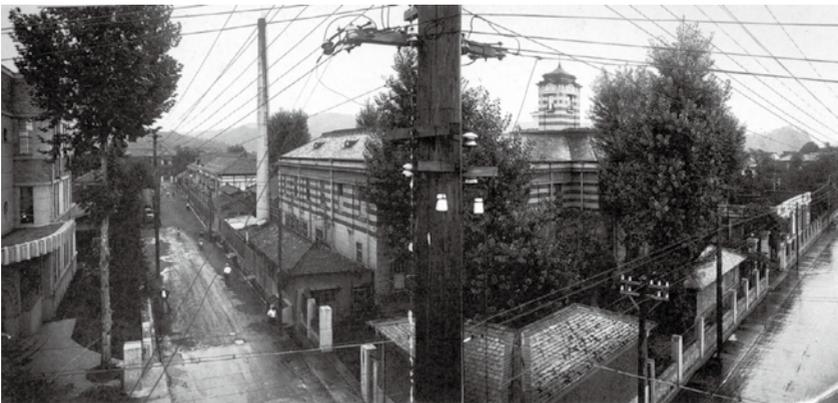
この改善調査会の意見に基づき、病院敷地の拡張と病院の増築計画が立てられた。一九一九（大正八）年工事に着工し、一九二四（大正十三）年一月ようやく竣工した。病院の総敷地は二千六百四坪余に達し、建物も面目を一新した。

しかし、病院の大改修によって、その経費も増大し、それが多額の負債となった。また、第一次世界大戦後の恐慌によって福島県の生糸は大暴落し、大きな打撃を受けた時期とも重なった。こうした経済界の不況は、直接病院経営にも影響を与えた。すなわち通院する患者が減少し、病院の収入にも多大な影響を与えたのであった。

一九二四（大正十三）年十二月、組合内市町村長協議会を開催して、三郡共立福島病院の振興策が審議され、その結果、施設要綱を定めて、市町村の負担金の増額を図り、病院の充実を期すことになった。

一九二五（大正十四）年四月一日、三郡共立福島病院は公立福島病院と改称された。同年十一月には、看護婦講習所を設置し看護婦の養成も始められるようになった。

一九二七（昭和二年）年には、講習所は福島県から正式認可と免許資格を認められた。一九二六（大正十五）年三月三十一日、公立福島病院が火災にあい、本館の一部が焼失したが、組合会は直ちに病院の復旧工事を決議した。同時に諸設備の整備拡充もはかられることとなった。こうして一九三五（昭和十）年から一九三六（昭和十一）年にかけて、三階建ての伝染病棟、南病棟、研究室、手術室などが完成し、公立病院の建物は二十九棟、延べ坪数二千七百四十六坪余に達し、名実ともに県内第一を誇る病院に発展した。



公立福島病院を北西の角よりみる（『大学史』より転載）

第二章

福島県立女子医学専門学校の成立

女子医専設立の背景

第二次世界大戦において、日本軍の戦局が厳しさを増すと、学校教育、特に高等教育のあり方が大きく変えられていった。学生・生徒の集団勤労作業への動員、修業年限の短縮である。また国家的に緊急にして必要な学校、学科、学生については特別な扱いがなされた。工科系学校・学科は増設されていった一方で文科系定員は削減された。

医学系学校では、戦線の拡大や、植民地経営の上から医師の養成が望まれた。工学・薬学・理学・農学・医学系の学生はいったん徴兵検査をうけるものの召集は延期された。しかし、戦況が悪化してくると入営を延期しうる学校はごくわずかになっていった。一九四四、五（昭和十九、二十）年頃になると入営と勤労働員によっ

て、学校から健康な学生・生徒、特に男子学生は、ほとんど姿を消した。

このように厳しい時局下、男子にかわる働き手として注目され、しだいに社会の前面へ登場してきたのが女子であった。戦局が悪化し、軍要員の消耗が進行して、戦場や産業現場へ次々と男子が送り込まれると、女子に対する期待はますます大きくなっていったのであった。一九四三（昭和十八）年十月十二日の「教育二関スル戦時非常措置方策」には、男子専門職を代行、あるいはそれを補助出来る人材養成の方向が明確に打ち出された。

医学・医療部門でも人不足は例外ではなかった。戦線が拡大する中で、国内では無医地区が広がっていった。

女子医専設立にむけて

福島県会で、医学専門学校の設置問題が議論され始めたのは、一九四二（昭和十七）年十一月からであるという。翌一九四三（昭和十八）年秋には県知事亀山孝一は、教学課に具体的計画案作成を命じている。

当時福島県の医師数は約六百五十名、県内三百八十八町村中二百二十町村が無医地区である。これを、人口一万人対比で示すと、全国平均七・二名に対し、福島県は僅かに四名足らずという状況であった。このような現実には直面しての医学専門学校設立であった。

しかし、医学専門学校の計画案作成に際しては、附属病院・財源・用地・校長など難題があったという。

まず、附属病院に関しては一九四三（昭和十八）年十一月二十五日に開催された公立福島病院組合議員会では、女子医専附属問題が議論され女子医専開校と同時に、その附属病院とす

べく、公立福島病院を県に寄付する方針が決定された。

これを受けて亀山知事が県立女子医専設立計画を発表し、県会の裁可をまつて、文部省に認可申請をするつもりであること、建設費三百万円は、県内有志の一般寄付にまきたいこと、開校は明春の予定、定員は百名、五年制（予科一年を含む）であることなどが公表された。多くの無医村を抱え、深刻な医師不足に悩んでいた本県であったから、この発表は、大いに喜びをもって受け入れられた。さらに、東北帝国大学医学部長八木精一から、初代校長就任の内諾を得ることができた。

一九四四（昭和十九）年一月九日、県会でも、女子医専設立に関する案件は、満場一致で原案通り可決したのであった。即日県は文部省へ設置認可申請の正式書類を送付し、翌日一月十日には、文部省は女子医専の設置を認可している。そこで四月の開校を目指して、寄付集めが急がれるところとなった。建設のための後援会が結

成され、県内の団体・個人に寄付が呼びかけられた。その結果、県内医療機関・企業・個人などから寄付が集まり、一九四四（昭和十九）年三月三十一日現在で新設資金約二百万円となった。女子医専の新設が、全県を挙げて取り組まれたことがわかる。

福島県立女子医学専門学校の成立

一九四四（昭和十九）年度の福島県立女子医学専門学校の予算経費は、四百三十五万五千六百六十六円とされている。これは同年一月九日の県会で承認されたものであった。いよいよ開校に向けて、校舎の整備、生徒募集を行うこととなった。女子医専の校舎は、旧信夫農学校校舎をさしあたって使用することとなった。入学志願者の受付は、同年一月二十日より始められた。募集人員百二十名、修業年限は当初五年であった。この修業年限は一回生が入学して間もなく、一年短縮され、四年となった（戦後最終的には、

五年の修業期間となった）。



信夫農学校正門、1940年当時、1944年福島県立女子医専校舎となる。（『大史学』より転載）

入学試験は三月五日第一次試験、学科試験で、数学、生物、国史、国語の四科目あり、福島・仙台・東京の三ヶ所で行われた。戦時下、交通、宿泊事情が悪いことを考慮してのことであ

ろう。応募者千百八十名、受験者数千百四十七名であった。学科試験の合格者は三月十日に県庁前に発表され、三月二十日に第二次試験の身体検査および口頭試験が行われた。その結果、百五十四名が合格となった。開校式とともに入学式が、四月二十日に開催された。

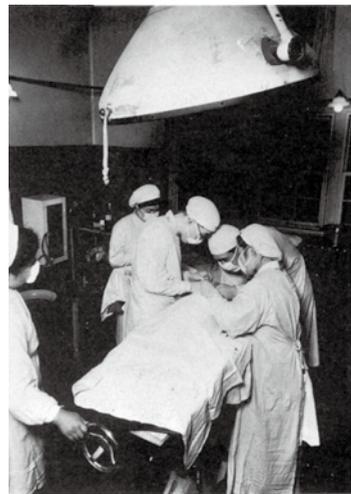
開校式では、多数の来賓の出席のもと、「教育勅語の奉読」につづき、八木校長は「困難な時局下国民の体力向上・保健保持を担当すべき医師の養成が痛切に求められている。本校職員一致協力、優秀なる智徳体を兼備する卒業生を送り出したい」と決意を披瀝した。

入学式には百五十一名が入学を許可されている。授業は四月二十四日から開始されている。一九四四(昭和十九)年の学則には、まず総則として、「本校ハ、皇国ノ道ニ則リ、女子ニ医学ニ関スル高等ノ教育ヲ施シ国家有用ノ人物ヲ錬成スルヲ以テ目的トス」と教育目的が掲げられている。学科目に「道義(修身)の履修が四年間定められていることが、この時代を物語っている。

女子医専生の学校生活

女子医専生の寄宿舎は、森合・天神町・新町・豊田町の四カ所であり、そこから生徒たちは下駄履きにモンペ姿で通学した。過密なカリキュラムのため、ほとんど日曜日にも講義や試験が組まれていた。

第一学年においては、国文・道義・家政・国史・理科・数学・独語・修練・体操に加え、生化学・微生物学・解剖学・生理学・病理学、三学期には内科学・外科学も加わっている。この過密カ



女子医専時代の病院内部(「大学史」より転載)

リキユラムは、戦局の悪化するなか、いかに医師の養成が急がれていたかを物語っている。

そのほか当時の学校生活に特徴的なことを挙げておく。

一つは、生徒が毎日暗誦していたという「綱領」である。

綱領

- 一、吾等ハ国体ノ本義ニ徹シ潭然一体トナリ知徳体ノ錬成ニ精進シ皇国女性ノ本領ヲ発揚センコトヲ期ス
- 一、吾等ハ医学ノ習得ニ身ヲ挺シ減私奉公和衷協力以テ国家有用ノ人材タランコトヲ期ス
- 一、吾等ハ国民ノ体向上健康確保ニ当ルベキ實際的医師トナリ国策遂行ニ貢献センコトヲ期ス

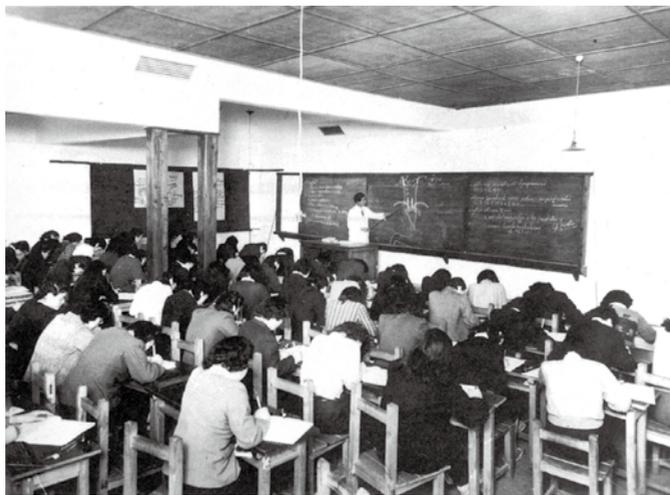
国策遂行に貢献できる実際の医師となるべく、身を挺して医学の習得に邁進するということも

のであった。

もう一つは「福島県立女子医学専門学校校歌」である。附属医院長で歌人でもあった池田龍一作詞、岡本敏明作曲の校歌にも、誕生した時代の影は色濃くうつしだされていた。

- 一 国運賭けての戦ひ深く、科学の力光を増して、女性も一翼担ひて立てと、生まれしものしも吾等の母校
- 二 あしたに夕べに仰ぎ眺むる、吾妻の連り静まる嶺の、雲呼び雲追ふ雄々しき婆は、吾等が日頃の心の象
- 三 もの皆眠れるその時の間も、とどまるひまなき阿武隈川の久遠に流るるはろけき相は、吾等が日頃の学びの心
- 四 心は気高く身はすこやかに、ともしさ忍びて世に慎ましく、やがては暢び行き皇国の為の、濟生保健にいのちし懸けむ

こうして懸命な学習は続けられたが、福島県立女子医学専門学校は開校後わずか一年数ヶ月で、一九四五（昭和二十）年八月十五日、敗戦の日を迎えることとなった。



福島県立女子医学専門学校の講義風景（『大学史』より転載）

第三章

学制改革と旧制福島県立医科大学の成立

戦後の医学教育改革

一九四五（昭和二十）年八月十五日、ポツダム宣言の受諾が公表され、第二次世界大戦は終結した。日本の社会全般にわたってGHQ／SCAP（連合国最高司令官総司令部）の指示のもとに、いわゆる戦後改革が行われてゆくことになる。

医学教育については、Public Health and Welfare Section（PHW公衆衛生部）が扱うこととなった。当時、医学教育機関は六十九校あったが、そのうち大学は十八校であった。PHWは、四年間の専門学校では真の医師を養成するには不十分であるから、戦前からあった専門学校十校を大学にし、二十八校でよいとする意向であったようである。ともかく医学教育機関のあるべき基準をつくるため、一九四六（昭和二十一）

年に小委員会が設けられ、医学教育の改善、医学専門学校の整備と水準向上について文部省に通告している。この基準には、「社会に役立つ医師を養成することが目標」とうたわれ、「基礎科学を十分に教え、人間としての教養のために、人文・社会科学を教え、その上で基礎医学に入つてゆくようにするため、四年制を一年延長、五年制とする」とある。

また、同じ頃、第一次米国教育使節団報告書が医学学校の充実と、充実不可能な学校の廃止を強く勧告している。

さらに高等教育制度改革の方面からも専門学校廃止について議論が深められ、医学専門学校について批判的意見が多かった。その中では、従来の医学専門学校を大学程度に高めるための制度的改革が必要だという論が圧倒的で、専門学校制度は廃止されることになっていった。最

終的には、GHQの抜本的な改革によって、**医**育機関は国立十九、公立十三、私立十三の計四十五校に整理された。

一九四七（昭和二十二）年四月からは医学専門学校の修業年限を五年とするという文部省令が出された。一九四八（昭和二十三）年には、**大学基準協会**の第三回総会において「**医学教育基準**」が承認され、戦後の新しい**医学教育**の原形が示された。

敗戦直後から生じたこのような**医学教育改革**の動向と関連して、**福島県立女子医専**の存廃問題、**大学への昇格問題**は起こってきたのであった。

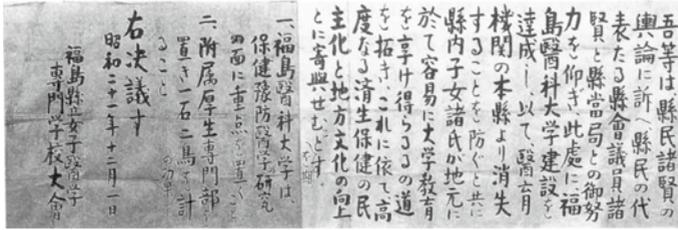
一九四五（昭和二十）年十一月二十四日の県会では、**女子医専**の存廃が議論されている。男女共学にしたほうがよいとか、外地に出ている**医師**が内地復員してきたら**医師**が飽和状態になるので**必要**ないのでは、との意見も出されている。これらに対して知事より、せっかく創設した**女子医専**を廃校にする考えは全くないこと、

寄付金を集め校舎を新築するのは困難とは思いますが、是非出していただけるよう努力していくつもりであることが答弁された。

中央では基準に満たない**医専**の廃止が日程のぼっており、**医学教育審議会**委員の**学校視察**が始まった。一九四六（昭和二十一）年**女子医専**にも三月二十五日視學員が来校、**学校・附属病院**を視察した。その結果が文部省から届いたのは五月七日であった。その通知は「本年度の**生徒募集**については四十名、**差支えない**」というものであった。募集定員は減らさなければならなかったが、**存続と決定**したのであった。この年の**入学試験**は五月二十日から行われ、六月九日に**入学式**が行われている。

大学への昇格運動

大学昇格へ向けて、あわただしい動きが始まったのは、**教育刷新委員会**で**専門学校廃止論**が固まっていた一九四六（昭和二十一）年



秋のことであった。

中央では、福島県立女子医専を「厚生専門学校」にする意向があるとの情報ももたらされていた。「厚生専門学校」とは、「修業年限三年で

治療よりも看護法を主とし、医学各専門科の看護法や看護実習、保健指導法、教育心理等々に重点が置かれる」という学校であった。このようなかで、生徒たちはクラス会を開き、大学への昇格運動を起こすことが決議された。また、教授会も満場一致で昇格運動を進めることとなった。校内に大学昇格運動の本部を設け、学生・教授会・附属医院職員組合の三者から各委員をあげ、県会を前に県議に訴えるため、そして官庁、医師会など全県下へ交渉隊が出発したという。大学昇格に向けての学校大会は一二月一日に開かれ、その決議文が上の写真である。十二月十日には速やかに医科大学への昇格を図られることを望むという「福島県立女子医学専門学校の医科大学昇格に関する緊急建議案」が県議

より出され、建議案は満場一致により採択された。

六月十八日設置認可、この日が開学記念日に

翌一九四七（昭和二十二年）一月十一日には、石原政一知事名で文部大臣宛「福島県立医科大学設置の件認可申請」書を提出した。さらに知事は上京し文部省に出向いて、当局が医育機関として高い内容を要求していること、よって大学昇格には相当の努力が必要であることを痛感している。さらに大学昇格とのかかわりにおいて、全国の医専をA Bにランク付けする。そのための審査が近々行われるという事態を前にして、県民あげての猛運動が必要であると強く認識するに至った。そこで二月十四日「福島県立医科大学設立期成同盟会」の発足となったのである。これは、女子医専の内容設備を改善拡充して県立医科大学の設立を期すため結成された組織で、会長は県知事がつとめた。福島県議会

長や県下の市町村長・市町村会議長・商工会議所関係など総数百七十七名におよぶ人々が名を連ね、文字通り全県挙げての支援体制が作られたのであった。

他方で、県は三河北町の福島製作所の一部を福島県立女子医専の新校舎とすべく作業を進めており、寄宿舎も模様替えを急ぎ、二月末日までには、附属医院の補修も含め整備作業を完成させるよう努力した。三月二十二日、福島市会は女子医専が医科大学に昇格する場合には、附属医院の隣接地を寄付する旨決議



三河北町校舎全景（『大学史』より転載、女子医専第3回卒業アルバムより）

した。この情報はすぐ文部省側にも伝えられ、設置認可に有利に働いたことは想像に難くない。このような尽力の結果、六月十八日付で、福島県立医科大学の設置を認可する設置認可書を受け取ったのであった。本学が現在、開学記念日として設定しているのは、この六月十八日である。

戦後の女子医専

戦後女子医専の存廃問題・大学昇格問題にゆさぶられながらも、平和な時代に入り、女子学生は勉学に励んだ。修業年限は五年となり、医学を修得した彼女らは、最終学年では、医学関係の法律などの周辺学問を学んだという。

しかし、戦時下の国民総動員体制の中で医師を志した人々の中には、結婚など別の道を選ぶ人が出てきて、一九四九（昭和二十四）年三月十五日行われた女子医専の第一回卒業式の日、卒業免状を手にした人は百七名、入学したのは

百五十一名であったから、約三分の一の人々が
学業半ばで学校を去ったことになる。一九五〇
（昭和二十五）年卒業した二回生も入学百五十
名、卒業したのは六十五名であった。戦後入学
した第三回生だけが四十名入学、三十九名卒業
という状態であった。

初めての卒業生が出た一九四九（昭和二十四）
年、福島県立女子医学専門学校には同窓会が結
成された。本会は一九五九（昭和三十四）年、
大学同窓会（医学部）の発足に伴い合体した。
以来同窓会は、本学への同窓会館の寄贈、学生
寮建設費の寄附、各種大学行事への補助など、
さまざまな形で母校への支援を継続している。

旧制福島県立医科大学予科の成立

一九四七（昭和二十二）年六月、医科大学の
認可を得、福島県立医科大学予科は開設された
（予科の修業年限は三ヶ年）。七月発表された予
科の合格者は、五十五名、うち女子学生は三名



福島県立女子医学専門学校附属医院正門（『大史学』より転載）

であった。八月二日、三河北町の福島県立女子
医専の講堂において、福島県立医科大学予科の
開校式ならびに予科第一回入学式が行われた。
予科長は、池田龍一であった。

一九四七（昭和二十二）年十一月十五、十六
の両日、予科生と女子医専生合同で第一回医学
祭が開かれた。

この頃、「医学の振興と衛生思想の普及」を目的



三河北町校舎（「大学史」より転載）

として、福島医学会が結成され、同年十一月九日に女子医専講堂で結成式が行われた。

旧制福島県立医科大学学部の成立

予科は認可されたものの、学部開設については再審査の上追って通知されることになっていったから、文部省指定の大学規格に適合するように早急に整備充実することが必要であった。そのため経費は多額にのぼると考えられた。一九四七（昭和二十二）年十月、定例の県会に予科長ほか予科一同の「福島県立医科大学設備充実に関する陳情書」が提出され、採択された。それには、学部開設のための講堂や基礎系や臨床系の各研究室、各実習室、動物小屋の新設に加え従来の各研究室内の拡充整備が必要であることが訴えられていた。福島市から県に寄付された病

院北側の土地や市役所跡地が医大の用地となり、病理学・法医学の使用する建物が建設された。

陳情や有志の寄付など、努力の甲斐あって一九五〇（昭和二十五）年三月三十日、旧制福島県立医科大学の学部開設は認可されたのであった。四月八日、東北大学医学部教授大里俊吾が学長として着任、予科修了者を新入生として迎えた。同年には附属病院向かいに細菌学と衛生学教室が使用する建物が建築され、翌年には渡利に精神科学教室および病棟が新築された。着々と大学の整備拡充が進められていった。また、同年十二月九日には、「解剖祭」が開かれている。これが本学における第一回解剖慰霊祭と考えられる。

この一九五〇（昭和二十五）年四月には、県衛生部が所管する甲種看護婦養成所・福島県立高等厚生学院が附属病院内に開設された。

第四章

新制福島県立医科大学の成立と発展

新制福島県立医科大学の設置認可

一九四九（昭和二十四）年に①学問研究の推進、②職業訓練の重視、③一般教養の尊重を基本的理念として国立学校設置法が制定され、国立大学は、新制大学となっていた。本学もこの理念に基づく新制大学として再発足しなければならなかった。

六年間の修業年のうちのはじめの二年間は一般教養の課程であったが、人材や施設がなかったのが新制大学への認可申請の障壁であった。この問題は、当初、一般教養の二年間は福島大学へ委託するという構想で進められたが、大学教養課程、旧制高校なども含め医学部に許容される範囲（条件）が全国的かつ多岐にわたるため、医学部三〜七回生は必須教養科目を履修した対象者から学部入試を経て受け入れたという

のが実態である。

新制大学設置認可は、一九五二（昭和二十七）年二月になされ、四月十九日、新制福島県立医科大学第一回生の入学式が行われ四十五名が入学した。これが、現在の本学の新たな出発であった。

以後図書館規程や人事関係の委員会の規程、予算、入試などの委員会などの各種委員会も成立しはじめている。教育スタッフも充実していった。また、この時期には講座の増設、施設の整備拡充のため、校舎の新築、増改築が続いた。そして、附属病院の改築が九ヶ年の歳月を費やし一九六一（昭和三十六）年三月に完成した。

一九五二（昭和二十七日）四月一日新制大学認可に伴い、県立高等厚生学院は、福島県立医科大学附属保健婦看護婦養成所となった。さらに一九五四（昭和二十九年）年、三月十日文部省所管



大学院開設・附属病院改築工事落成記念式
1961年4月29日〔『大学史』より転載〕

に関する看護婦養成所の指定を受け、福島県立医科大学附属看護学校と改称された。

再び、学校教育法の一部改正により、医・歯学教育課程については修業年限を六年、その内容を四年の専門課程とこれに進学するための二年以上の課程とすることが加わった。そこで本学でも進学課程を設置し、六年制大学たるべく準備が進められた。校舎用地や専任教員の確保がなされ、一九五五（昭和三十）年一月、本学

の医学進学課程は認可された。

また、学位審査権を獲得するための施設整備や教員の充実など、各方面の努力がなされ一九五九（昭和三十四）年十月三十一日付けで正式認可をうけることができた。また、大学院の併設も計画され、その設置基準を満たすべく懸命に取り組みがなされ、一九六一（昭和三十六）年三月三十日に設置認可がなされた。

医科大学としての充実を図るため、一つ一つ課題を解決していったのが、一九五〇～六〇年代の本学の歴史であった。

インターン反対闘争

日本では、戦前まで医学部を卒業すると国家試験なしで医師免許が与えられ、卒業研修は各大学の医局において、先輩の指導で行われるドイツ式の医学教育が一般的であった。

しかし、一九四六（昭和二十一年）年、GHQの指導のもとでの医師法の一部改正により、医師

国家試験が制定され、またインターン制が創設された。これは、卒業後一年間病院での研修を義務づけ、その後国家試験を受けて免許を取得できるとするものであった。

インターン制度では、国家試験を受けていない当時の研修医は処方箋を書くことも許されず、実質的には各科を見学するにとどまるものであった。また、給料もなく、身分も待遇も不安定な存在であった。

一九六〇年代になって学生紛争が起きると、こうした制度に対する医学生の不満が爆発し、いわゆるインターン闘争につながった。

本学でも、一九六四（昭和三十九）年になってインターン委員会を作り、学生会が「インターン制拒否」の姿勢を打ち出している。同年の十月十三日に「インターン問題」について全学集会がもたれ、十五日にインターン制反対デモを行うことが決議された。

同年は全国的にインターン施設への願書提出拒否運動が活発化し、本学も願書提出をめぐつ



インターン反対闘争デモ
（『大学史』より転載、第12回生卒業アルバムより）

てインターン委員会と附属病院長との間で直接交渉が行われている。

一九六六（昭和四十二）年春の医師国家試験に対し、一九六六（昭和四十一）年度研修終了者（昭和四十一年青年医師連合）を中心としてボイコット運動が激しくなってきた。本学でも一部が、全国青年医師連合の統一行動のもとで

春の医師国家試験をボイコットしている。

このようなせめぎ合いの結果、一九六八（昭和四十三）年三月二十九日に「医師法を一部改正する法律案」が、一部修正のうえ衆議院で可決された。

大学紛争

医師法改正案が成立し、インターン闘争が決着するかに見えたが、青医連に新たな動きが芽生え、学生会にも波及した。一九六八（昭和四十三）年、六月試行される新制度第一回医師国家試験をボイコットすることを宣言し、教授会に研修を保障することを要求した。また翌一九六九（昭和四十四）年に臨床講座に問題が生じると、学生会は教授会に、その教授・助教の退官要求や教授会の秘密主義を撤廃することなどを要求した。学内では、学生会、四十一（四十四）青医連、その他の教室員の一部が統合されて全学共闘会議（全共闘）が結成された。

運動はストライキに発展した。また、デモ行進が行われ、これに関連して機動隊が附属病院に突入する事件が起きた。

また、同年七月九日から大衆団交を要請して病院スト、授業放棄が断行された。九月二十六日になって診療ストを行ってきた科が診療制限を止め（一部十月一日までずれ込む）、また他の講座も授業を再開した。

しかし、この間、大学の教育・研究・臨床の機能が、著しく低下したことは贅言を要しない。

ストライキ関係の事後処理が行われ、一部の教員・学生・医師が処分を受けた。学生、教職員、それぞれの立場における紛争は、処分という形で表面的には収拾されたが、精神的なわだかまりが氷解するまでには長い年月を要することとなった。

第五章

キャンパス移転と看護学部の設置

キャンパス移転

一九六五（昭和四十）年前後の附属病院は、一九五二（昭和二十七）年以降の杉妻町の病院を逐次増改築していたため、最初に建てた部分最後の部分にくらべて著しく老朽化してしまっていた。狭すぎるためにいろいろな不便も生じていた。また、図書館・体育館・リハビリテーション研究所などの新設整備も計画された。そこで、キャンパスの移転構想が持ち上がった。一九七四（昭和四十九）年医大の根本的な整備の方針を議論する「福島県立医科大学整備対策連絡会議」（県当局と医大の代表者からなる）が設置され、学内では整備対策委員会が設けられて、精力的審議がなされることとなった。その後一九七八（昭和五十三）年、整備対策委員会は廃止され、新しく福島県立医科大学建設委

員会が発足し基本計画がまとめられた。

医大移転に関するいくつかの案が出されたが、将来周囲に拡張できる空き地の多いことが期待され、地価による負担が中心地ほど大きくない光が丘が選ばれた。一九八四（昭和五十九）年に起工式が行われ、一九八八（昭和六十三）年に医学部のほぼ全体が完成した。



医学部棟

看護学部の設置

人口の高齢化、疾病構造の変化にともなって、健康に対する考え方の転換やヘルスケアシステムの变革が求められるなかで、本学において、看護学部が一九九八（平成十）年四月に設置された。医科大学の看護学部としては全国で初めてのことであった。これは、一九五〇（昭和



看護学部棟

二十五）年以來の伝統をもつ福島県立医科大学附属看護学校が発展し昇格したものである。看護学部の一年定員は八十名、三年次編入学定員十名である。

福島県の地域社会の健康問題に取り組む教育・研究の拠点としての意味を持つ。

本学看護学部の研究テーマは多岐にわたari、基礎看護学、小児・成人・老人・母性・精神看護学まで幅広くカバーしている。

看護学部の教育理念には、①人間の存在と生命の尊厳を深く理解することのできる豊かな人間性の形成、②人とのかわりを通して、ケアを必要な人も、ケアを提供する看護の専門職も、自分のもっている能力を最大限に発揮し、ともに成長をはかっていくという相互成長、ケアリングの考え方、③社会の変化に対応し、保健医療福祉に関わる広い領域で、様々な人々と連携・協働を図りながら、人々を援助できる看護専門職の育成が三本柱として挙げられている。

さらに、二〇〇一（平成十三）年十二月二十日には、大学院看護学研究科の設置が認可され、二〇〇二（平成十四）年四月一日に看護学研究科が開設された。より質の高い看護の実践と研究を目指す取り組みを日々重ねている。

第六章

東日本大震災と復興への展望

公立大学法人福島県立医科大学の設立

二〇〇六(平成十八)年四月一日、本学は地方独立行政法人法に基づき、「公立大学法人福島県立医科大学」となった。当時、国公立大学の法人化は、民間的発想によるマネジメントや弾力的な人事システムの導入により、魅力ある教育研究を行うことを意図して、政府主導で推進され、実現された。

本学でも、運営組織において理事長を長とする経営審議会と、学長を長とする教育研究審議会とが設置され、設定された中期目標の達成について法人評価委員会が評価を行うなど、大幅な組織変更がなされている。また、戦略的な研究の推進を図るため、外部資金の獲得に向けた様々な取り組みも行われている。

「医学部附属病院」を「大学附属病院」と改め、

医学部のみならず看護学部教育機関としても位置づけた。大学附属病院は、病院機能の更なる高度化を図り、二〇〇八(平成二十)年、重症の心臓疾患、脳疾患等の重症者を治療する三次救急医療施設として救命救急センターを設置した。県北地方では初めての設置であった。

加えて、救急医療に精通した医師および看護師を乗せたドクターヘリが運航を開始した。全国では十四ヶ所目、東北では初めての運航であった。こうした救命救急医療体制の整備は、重症者の救命率や社会復帰率の向上につながる。



ドクターヘリ

増加した医学部の入学定員

日本全体で医学部の定員は、二〇〇七（平成十九）年までの約十年間は抑制されてきた。しかし、地方での医師不足、また偏在などにより「緊急医師確保対策」が制定され、二〇〇八年より全国の都道府県に原則五名の定員を増員することとなった。それ以来、「経済財政改革の基本方針二〇〇八」を踏まえ、地域の医師確保、研究医養成等の観点から毎年臨時の定員増を図るようになった。二〇一七（平成二十九）年度で終了する予定であった臨時定員増は、「新医師確保総合政策」「緊急医師対策法」によつて二〇一九（平成三十一）年まで「地域枠入試」として続けることとなった。

本学でも、二〇〇七年まで八〇名であった医学部入学者の定員が、二〇〇八年に九十五名、二〇〇九年に一〇〇名、二〇一〇年に一〇五名、二〇一一年に二〇〇名、二〇一二年に一二五名、二〇一三年に一三〇名へ漸増し、ここ数年は

（二〇一九年現在）毎年一三〇名の新入生を迎えている。

こうした医学部定員増に対応した教育の充実を図り、加えて豊かな人間性を有する医療人を育成するという目的のもとに医療人育成・支援センターが設置された。同センターは、医学部、看護学部といった学部の枠を越えて、また学生から医師、看護師まで医療人としての生涯にわたる成長をトータルに支援している。地域指向型教育カリキュラムの充実も図り、また、災害医療・放射線医療に関する教育・研修により復興を担う人材育成にも貢献している。

東日本大震災および原発事故

二〇一一（平成二十三）年三月十一日、東日本大震災が発生した。これは、マグニチュード九の地震と巨大な津波、そして東京電力福島第一原子力発電所での炉心溶融による放射性物質の大量放出が重なった複合災害であった。

震災の被害は岩手、宮城、福島の大県で甚大であったが、その中で福島県における被害の特徴は、原発事故の影響であった。それは、その被害範囲が広範で、被害そのものが継続的かつ長期に及ぶこと、さらに放射性物質により高濃度汚染された地域では、住民の生活が根本的に破壊されたことである。この被害は、公害として日本の近現代史上にまれに見る大規模なものであった。

本学では、さいわい学生・教職員、病棟・外来患者とともに人的被害はなく、建物も軽微な被害で済んだ。しかし、断水や燃料および電力が不足した中、また交通機関、物流がストップした中で、事故対応を迫られることとなった。地震直後から福島医大災害対策本部を立ち上げ、被災者、避難患者救援の機能を果たすべく、福島県災害対策本部・中央省庁、市町村・病院・医師会・災害派遣医療チーム(DMAT)・自衛隊と連携し、外来診療を重症患者に特化して受入れるなど、緊急事態に対応した。なお、病院職員だけでなく、自主的に組織された学生ボランティア、研修医も



ボランティアで院内活動を手伝う学生たち

救急医は放射線科の医師とともに手探りの治療を始めなければならなかった。長崎大学・広島大学の合同の緊急被曝医療専門チーム(REMAT)が到着すると、その協力を得ながら、高度被曝者の除染、治療、被災者放射線サーベイなど被曝医療を行った。



防護服で患者を搬送する

加わり、各自でできることを手分けし、大学全体が一丸となり取り組んだ。さらに、原発が水素爆発を起し、原発サイト内から負傷者が救急搬送されてくると、

医薬品物流の滞りによって地域の医療体制は弱体化していた。各地の避難所においても、生活習慣病の悪化や感染の流行が懸念された。本学は内科や小児科の医師などでつくる医療チームを避難所に派遣し巡廻診療を行った。

こうした本学のさまざまな災害医療の取り組みに対し、国内外より多大な支援を受けた。

東日本大震災からの復興に向けて

原発事故後、避難生活の中で心身に不安を覚える人、被曝の影響を心配する人は多かった。そこで、福島県が県民の健康を長期にわたり見守る県民健康調査を実施することとなり、本学は県より県民健康調査を受託した。

調査の目的は、原発事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ること

ある。

現在、調査はふくしま国際医療科学センター内に設置された放射線医学県民健康管理センターが担い、空間線量が最も高かった時期における放射線による外部被ばく線量を推計する「基本調査」と、詳細調査と位置づけている四調査「健康診査」「甲状腺検査」「こころの健康度・生活習慣に関する調査」「妊産婦に関する調査」の計五調査を実施している。

ふくしま国際医療科学センター

福島県が策定した復興ビジョンや復興計画には、復興への施策として本学での放射線医学研究や診療機能を強化し、放射線健康障害の早期診断・最先端治療拠点を創設することが唱われた。また、放射線医学の研究推進と関連させた医療産業集積、創薬開発支援と高齢化を見据えた産業づくりが描かれている。

このような施策を具体化すべく、二〇一二（平

成二十四)年、本学にふくしま国際医療科学センターが発足した。同センターには、①健康の見守り(放射線医学県民健康管理センター、健康増進センター、ふたば医療支援)、②高度な医療の提供(先端診療部門、甲状腺・内分泌センター)、③先端研究の推進と産業復興(医療・産業トランスレーションリサーチセンター、先端臨床研究センター)といった三つの機能に束ねられる組織とともに、それらの役割を担う人材の育成のための教育・人材育成部門が設置されている。

そして、これらの事業の拠点となる施設として、「災害医学・医療産業棟」、「環境動態解析センター棟」、「先端臨床研究センター棟」、「ふくしまいのちと未来のメディカルセンター棟」の計四棟が新たに整備された。

各棟は、それぞれにその分野の先進的な設備が整備されているが、例えば、「先端臨床研究センター棟」には、がんなどの早期診断に有効なPET-MRIやサイクロトロンが設置された。

また、「ふくしまいのちと未来のメディカルセン



PET-MRI (写真上)
中型サイクロトロン (写真下)

ター棟」には、先端医療技術や機器を活用して疾病の早期診断・治療を行う先端診療部門が入り、甲状腺・内分泌診療センター、総合周産期母子医療センター、こども医療センター、災害医療・救命救急センター、県民健康管理センター・甲状腺検査部門が入り、医療体制の機能強化と充実が図られている。



ふくしまいのちと未来のメディカルセンター棟

世界と地域、双方を視野に

広い県域をカバーする医療体制への貢献は、本学の重要な使命である。会津地域医療の中核を担い地域完結型医療を提供するため、二〇一三（平成二十五）年に開所した会津医療センターでは、医師派遣や地域の機関と連携した研修会開催など、会津地域の医療向上に向けた取り組みを行っている。地域実情などを考慮し医師派遣を行うなど地域貢献への取り組みも積極的である。また、二〇一八（平成三〇）年四月に開院した福島県ふたば医療センター附属病院への支援も積極的に展開し、地域に深く根差した医療を進めている。

研究・開発においても、アルファ線を使った内用療法研究や新しいがん免疫療法の研究拠点としても期待され、また、がん治療において有数の先駆的拠点として整備されつつある。

このように世界に伍する研究拠点であることとともに、病気の予防に力を入れ、先進的な医療

機器を駆使し、疾病の早期発見・早期治療や重症化予防への取組も重視している。

すなわち本学は、単に県内医療の再建に留まらず、世界を視野に入れた先端研究や診療まで幅広い領域を展望しているのである。したがって、国際レベルの先進的な研究から地域のニーズに合わせた、倫理性の高い医療の提供までを目指して着実な歩みを続けてゆくことを重要課題としている。

二〇二一年度には、新たに理学療法士、作業療法士、診療放射科技師及び臨床検査技師を養成する保健科学部（仮称）が設立される予定である。新学部棟は、JR福島駅近くの福島市栄町地区に新たに整備中であり、設置されれば、本学は医療系三学部の大学となる。

よき医療人養成のために邁進し、生命と健康を守る基幹施設としての役割を担う大学としての覚悟を日々新たにするものである。

年表

- 一八七二(明治四) 八・十 白河仮病院開院。九月には医術講議所開設。
- 一八七二(明治五) 二・二十九 白河仮病院は須賀川に移転し、福島県病院と改称。医術講議所は須賀川医学所に。
- 一九七三(明治八) 四・二十一 病院を新築し、開院式を行う。同時に福島県公立須賀川病院と改称。
- 一八七四(明治七) 七月 福島県公立須賀川病院は福島町(現在に福島市)に出張病院を設け、福島支病院とした。
- 一八七五(明治八) 一月 須賀川医学所は須賀川医学講習所と改称。
- 一八七九(明治十二) 十二 須賀川医学講習所は、須賀川医学学校と改称。従来の須賀川中心の病院の本支院関係は撤廃されたので、
- 一八八一(明治十四) 八・二十五 須賀川医学学校廃止。
- 一八八二(明治十五) 一・二十二 福島医学学校開校式。
- 一八八四(明治十七) 五月 福島医学学校は甲種医学学校に昇格。
- 一八八七(明治二十) 三・三十一 福島医学学校廃校。
- 一八九〇(明治二十三) 四・一 福島県立福島病院は県の管轄を離れ、三郡共立福島病院となる。
- 一九二五(大正十四) 四・一 三郡共立福島病院は、公立福島病院と改称。
- 一九四四(昭和十九) 一・十 福島県立女子医学専門学校設立認可。
- 四・一 公立福島病院は福島県立女子医学専門学校附属医院となる。
- 一九四七(昭和二十二) 六・十八 医科大学(旧制) 設立認可(一学年定員四十名)。医科大学予科開設認可。
- 一九五〇(昭和二十五) 三・三十一 医科大学医学部(旧制) 開設認可(一学年定員四十名)。
- 一九五一(昭和二十六) 三・三十一 女子医学専門学校廃止。女子医学専門学校附属医院廃止。医科大学予科廃止。
- 一九五二(昭和二十七) 四・一 旧女子医学専門学校附属医院は、福島県立医科大学附属病院となる。
- 一九五二(昭和二十七) 二・二十 医科大学(新制) 設置認可。
- 四・一 医科大学(新制) 開設認可(一学年定員四十名)。
- 一九五四(昭和二十九) 三・十 県立高等厚生学院が医科大学附属保健婦看護婦養成所となる。
- 一九五五(昭和三十) 一・二十 医科大学附属保健婦看護婦養成所を医科大学附属看護学校と改称。
- 四・一 医科大学進学課程設置認可。
- 四・一 医科大学進学課程開設。
- 一九五八(昭和三十三年) 九・三十一 福島県行政組織規則の改正により教室は講座と改称。
- 一九五九(昭和三十四) 十三・三十一 学位審査権認可。
- 一九六一(昭和三十六) 三・三十一 医科大学大学院設置認可。
- 一九六二(昭和三十七) 十二・二十一 学生定員増承認(四十名を六十名に増員)。

- 一九六八(昭和四十三) 四・一 新学則を制定。進学課程は教養課程と名称変更。
- 一九六九(昭和四十四) 一・二二二 大学院学生定員変更協議書受理される(二十五名を二十七名に変更。実施時期は昭和四十四年四月二日)。
- 一九七一(昭和四十六) 一・一二二 学生定員増承認(六十名を八十名に増員)。
- 一九八三(昭和五十八) 九・十六 大学歌「光の鳥」制定。
- 一九八七(昭和六十二) 六・一 附属病院が福島市杉妻町から光が丘に移転。
- 一九八八(昭和六十三) 四・一 医科大学本部が福島市杉妻町から光が丘に移転。
- 一九九七(平成九) 十二・十九 同窓会から同窓会館(光が丘会館)を寄附受領。
- 一九九八(平成十) 四・一 看護学部設置認可。
- 一九九八(平成十) 四・一 看護学部開設(一学年定員八十名、三年次編入学定員十名)。
- 二〇〇一(平成十三) 三・三十一 医学部附属看護学校廃止。
- 二〇〇二(平成十四) 十二・二十 大学院看護学研究科設置認可。
- 二〇〇四(平成十六) 四・一 大学院看護学研究科開設(入学定員十五名)。
- 二〇〇六(平成十八) 四・一 大学院医学研究科を再編整備(五研究課程を四専攻に再編。入学定員を二十七名から三十七名に増員)。
- 二〇〇八(平成二十) 一・二十八 公立大学法人福島県立医科大学となる。
- 四・一 救命救急センター運用開始。
- 四・一 ドクターヘリ運航開始。
- 四・一 法人組織にトランスレーショナルリサーチ(TR)センターを新設。
- 二〇〇九(平成二十一) 四・一 医学部学生定員増(八十名を九十五名に増員)。
- 二〇一〇(平成二十二) 四・一 医学部学生定員増(九十五名を一〇〇名に増員)。
- 二〇一〇(平成二十三) 二・一 医学部学生定員増(一〇〇名を一〇五名に増員)。
- 三・十一 法人組織に産学官共同研究センターを新設。
- 四・一 東日本大震災起こる。
- 四・一 法人組織に研究推進戦略室を新設。
- 六・一 医学部学生定員増(一〇五名を一〇〇名に増員)。
- 九・一 震災及び原発事故の県民の健康管理対応のため、副学長を複数制にし、副学長(業務対応)を新設。
- 四・一 法人組織に放射線医学県民健康管理実施本部を新設。
- 六・一 医学部学生定員増(一一〇名を一二五名に増員)。
- 四・一 看護学部定員増(八〇名を八四名に増員)。
- 六・一 TRセンターと産学官共同研究センターを統合し、産学官連携推進本部を新設。
- 十一・二十 心くしま国際医療科学センターを新設。
- 四・一 医学部学生定員増(一二五名を一三〇名に増員)。
- 五・十一 会津医療センターを設置。
- 二〇二三(平成二十五) 四・一

- 二〇二五(平成二十七年) 八・二十六 附属病院が「高度被ばく医療支援センター」、「原子力災害医療・総合支援センター」に指定。
- 二〇二六(平成二十八年) 一・二十九 先端臨床研究センター棟、環境動態解析センター棟、完成。
- 三・二十二 学生寮完成。
- 六・三〇 災害医学・医療産業棟完成。
- 二〇二七(平成二十九年) 四・一 ふくしま いのちと未来のメディカルセンター棟完成。
- 四・一 医療研究推進本部、産学官連携推進本部、知的財産管理活用オフィスを統合して、医療研究推進戦略本部を設置。
- 二〇二八(平成三十年) 四・一 法人組織に新医療系学部設置推進本部を新設。

参考文献

- 福島県立医科大学、『福島県立医科大学史』、福島県立医科大学、一九八八年。
- 福島県立医科大学開学五十周年記念事業実行委員会、『光の島―福島県立医科大学の歩み―』、福島県立医科大学、一九九七年。
- 福島県立医科大学医学部附属看護学校閉校記念誌検討委員会、『閉校記念 愛の灯 未来へ継いで』、福島県立医科大学医学部附属看護学校、二〇〇一年。
- 福島県立医科大学『FUKUSHIMAいのちの最前線―東日本大震災の活動記録―二〇二二年。

編集後記

本書は、二〇〇六（平成十八）年刊行の『福島県立医科大学の歴史』（福島県立医科大学史編集委員会編）の増補改訂版である。同書の刊行から、十年以上が経過したため、ここに二〇一八（平成三〇）年までの事跡を増補して刊行することとなった。具体的には、前の版の第五章を大幅に改変し、新たに第六章を加え、また誤字の訂正をおこなった。

昨年は、日本が近代国家としての歩みを始め、一八六八（明治元）年から一五〇年目にあたった。同年は、戊辰戦争が勃発した年でもある。この戦争を機に開設された救護所が、戦後の一八七一（明治四）年に白河仮病院となり、院内に開設された医術講議所が、県下初の西洋医学教育機関となったのである。

以来、この医学の伝統は、須賀川医学校、福島医学校へと引き継がれ、一時医学教育の空白期間を経ながらも、福島県立女子医学専門学校、福島県立医科大学へと影響を与えてきた。

二〇二一年に、本学は白河医術講議所の設置から一五〇年目を迎える。この小さな源流が今につながるまでには、医学を学び、教え、研究

し、そして治療してきた人々、それを支えて働いた多くの人々がいた。時代ごとにそれぞれの課題に直面し、そこで生じた波乱にも対応してきた人々がいたからこそ現在がある。

原発事故や経済成長の終焉、人口減少、超高齢社会という明治以降初めての事態に直面している現在、一五〇年の節目にあたって、本学の歴史をあらためて見直す意義も少なくないように思う。

なお、本書は、福島県立医科大学医学部同窓会の多大なるご協力を戴いて刊行されることとなった。このご支援は、大学史刊行の意義への深いご理解によるものである。感謝してここに記す次第である。また、第六章の制作に協力いただいた広報コミュニケーション室特命教授松井史郎先生に深謝する。

増補改訂版の編集は、福島県立医科大学企画広報連絡会議が行い、執筆は、企画広報担当副理事（消化器内科学講座主任教授）の大平弘正と人間科学講座講師の末永恵子が行った。

（末永記）

福島県立医科大学の歴史〔増補改訂版〕

発行日 二〇一九年一月三十一日

編集 福島県立医科大学企画広報連絡会議

発行 福島県立医科大学

印刷 ㈱日進堂印刷所